

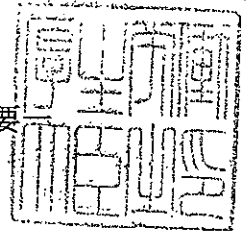
厚生労働省発職第0324001号

平成21年3月24日

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

厚生労働大臣 舩添 要



別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱（案）（抄）

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一〇三（略）

四 育児・介護雇用安定等助成金制度の改正

- (一) 育児・介護雇用安定等助成金として、労働者が小学校就学の始期に達するまでの子を養育しつつ就業することを容易にするための施設として適当と認められる託児施設（以下「対象託児施設」という。）を設置し、若しくは整備する事業主又は事業主団体に対する助成を見直し、事業所内保育施設設置・運営等助成金を新たに支給するものとする。

事業所内保育施設設置・運営等助成金は、対象託児施設を設置、若しくは整備し、かつ次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二百十号）の規定に基づく一般事業主行動計画の策定、届出、公表及び労働者への周知を行っている事業主又はその構成員である事業主の雇用する労働者のための対象託児施設を設置し、若しくは整備する事業主団体であって、当該施設の設置又は整備等に要した費用を明らかにする書類を整備しているものに対して、次のイからハまでに掲げる額を支給するものと

すること。

イ 対象託児施設の設置又は整備に要した費用の二分の一に相当する額（その額が二千三百万円を超えるときは、二千三百万円（ただし、増設（建て替えを除く。）の場合は、千五百万円））

ロ 対象託児施設の遊具の購入に要した費用の額（二十万円を超える場合に限る。）から十万円を控除した額（その額が四十万円を超えるときは、四十万円）

- ハ 対象託児施設の運営に要した費用について、当該施設を開始した日から起算して五年を経過する日までの費用についてはその二分の一（中小企業事業主にあつては三分の二）に相当する額（規模・運営形態に応じ、支給限度額あり）、当該施設を開始した日から起算して六年から十年を経過する日までの費用についてはその三分の一に相当する額（規模・運営形態に応じ、支給限度額あり）
- (二) 事業所内保育施設設置・運営等助成金について、平成二十二年三月三十一日までの間、対象託児施設の運営に要した費用に係る助成額は、中小企業事業主にあつてはその要した費用の三分の二に相当する額とするものとする。

- (三) 育児・介護雇用安定等助成金について、労働者が小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は介

護に係るサービスを利用する際の費用の負担を軽減する措置を実施する事業所の事業主に対する助成、育児休業後に原職等復帰措置に基づき原職等に復帰させた事業所の事業主に対する助成及び労働者が育児休業制度等職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備に取り組む事業主に対する助成の支給要件に関し、常時雇用する労働者が三百人を超える事業主にあつては、一般事業主行動計画の策定及び届出に加え、同計画の公表及び労働者への周知を追加すること。

(四)

育児・介護雇用安定等助成金について、労働者が育児休業制度等職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備に取り組む事業主に対する助成に関し、男性の育児休業の取得促進等男性が育児に参加しやすい職場環境の整備に取り組む事業主に対する助成と統合し、当該助成の対象となる事業主の要件を次のとおり改正するものとする。

イ その雇用する二十歳以上三十九歳以下の被保険者の数が五十人以上から二十歳以上四十九歳以下の被保険者の数が総被保険者数の四割以上に改めるものとする。

ロ 被保険者が両立支援制度を利用しやすい職場環境の改善及び男性の育児休業の取得の促進等に関

する課題の把握を追加するものとする。

ハ 男性の育児休業の取得の促進等を効果的に実施するための計画の策定及び同計画の実施を追加するものとする。

(五) 中小企業子育て支援助成金について、当該助成金の支給要件に関し、一般事業主行動計画の策定及び届出に加え、同計画の公表及び労働者への周知を追加すること。

五〇七 (略)

第二 施行期日等

- 一 この省令は、平成二十一年四月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。
- 三 その他所要の規定の整備を行うものとする。